

レンタル入会申込書



麻布リース 株式会社 撮影機材レンタル・メディア販売

〒108-0073 東京都港区三田1-2-18-TTDビルディング1F
TEL.03-6858-3233 FAX.03-6858-2283

会員登録 No. ※当社記入欄

年 月 日 ※ご記入願います

会員登録に基づき入会を申込みます。また、レンタル機材を借り出す場合には、会員規約の定めるところにしたがいます。

フリガナ

会社名

フリガナ

※必ず捺印願います。

代表者名

社印

フリガナ

本社住所

ビル・マンション名

電話番号

FAX番号

フリガナ

事業所住所

ビル・マンション名

電話番号

FAX番号

業種

資本金

万円

フリガナ

ご担当者

所属電話番号

携帯電話

Eメール

※緊急連絡の際に必要なので携帯電話・Eメールはできるだけご記入願います。

※必ずご記入願います

御社支払サイト	締日 (日) 支払日 (日)	フリガナ
御支払条件	銀行振込 ・ 小切手 ・ 手形 ・ 現金	経理連絡 ご担当者
請求書送付先住所		

弊社のことをどこで知りましたか？ A. 紹介 () B. HP・LINE・FB C. その他 ()

社長承認		経理		入力		営業部長		所属長		担当	
------	--	----	--	----	--	------	--	-----	--	----	--

会 員 規 約

- 第1条(目的) 麻布リース株式会社(以下弊社といいます)は、業務用放送機器等(以下機材といいます)をレンタルすることを目的とするものとします。
- 第2条(会員) 弊社に対し本契約承認の上、入会のお申込みをいただいた法人(個人の方は本人)を会員とします。ただし、一年間お取引の無い場合は登録抹消となります。
- 第3条(予約手続き) 電話等での連絡をもって機材の予約を受付けますので、ご利用前に予約の申込みを完了させてください。
- 第4条(借受け) 1. 機材は当社営業カウンターにて借受けするものとします。
2. 機材の借受けの際には、数量・動作・付属品・使用方法・レンタル料金等を確認し、貸出契約書に借受け者の確認サインをいただきます。
3. 第一項に拘わらず機材を配送により借受けした場合には、ただちに前項に定める確認を実施し、具備・不具合のある場合はただちに弊社までその旨をご連絡ください。尚、ご連絡のない場合には確認了承されたものとします。
- 第5条(使用方法) 弊社の機材の使用は通常の使用条件によるものとし、特殊条件及び特殊目的(高温・高湿・水かぶり・砂かぶり・特殊気圧・特殊磁場等)での使用はお断りいたします。
- 第6条(国外) 1. 弊社機材を事前の承認なく海外へ持出す事はお断りいたします。
2. 前項により国外へ機材を持ち出す場合には、海外特約付きの動産総合保険へ別途加入していただき、費用は会員が負担するものとします。
- 第7条(レンタル料金) 1. レンタル料金は価格表に定めるものとし、借受け予定日より24時間以内の返却をもって1日間とします。2日間以上の期間もこれに準ずるものとします。
2. 配送の場合には当社発送日時をもって借受け予定日時とし、当社到着日をもって返却日時とし、前項に準じて日数計算をするものとします。
3. 中・長期の借受け期間には、その機材と日数に応じた割引価格を適用させていただきます。
4. 価格表は予告なく変更されることがあり、その場合には新価格が適用されるものとします。
- 第8条(消耗品) 1. 消耗品は全て会員負担とします。
2. 借受け時に付属している消耗品及び、電球等にスペアを付属させているものに関しては、機材と一緒に返却するものとします。
- 第9条(貸出し中のトラブル) お貸出し中に起きた機材の故障・不具合等のトラブルが生じた場合、出来る限りの機材の対応は行いますが、作品等にかかる損害費につきましては弊社で一切負担しないものとします。
- 第10条(動産保険) 弊社の機材は消耗品等を除き日本国内のみ適用の動産保険(普通約款、免責10万円)に加入しています。日本国外は保険対象外となります。
- 第11条(事故) 1. 借受け中の事故は発生後速やかに弊社へ報告するものとします。
2. 事故が発生した場合には、会員は弊社の請求する修理費用、損害てん補までに要する期間分のレンタル料金を補償するものとします。
3. 前項による修理費用は、動産保険が適用され弊社が保険金を受領した場合、免責分の10万円をお支払い頂き、10万円未満の場合は実費分を支払うものとします。
- 第12条(保全) 機材を譲渡、転貸、質権の設定等、弊社の権利を侵害するような行為は、一切できないものとします。
- 第13条(延滞金) 1. 会員は貸出契約者により定められた返却日時までに機材を返却するものとします。
2. 万一、返却日時までに返却が不可能となる事態が発生した場合には、ただちに弊社へ連絡するものとします。
3. 第一項に拘わらず返却期日を過ぎた場合は、次に定める金額を延滞金として別途お支払いいただきます。
延滞金=当該機材1日単価×延滞日数
- 第14条(キャンセル) キャンセル料は次の通りです。
(前々日30%、前日50%、当日100%)
- 第15条(裁判管轄) 本規約に関してすべての紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
- 第16条(規約の同意) 会員は弊社会員規約に同意し、厳守する事を誓いレンタル入会申込書の記入をする事とします。